

定額複利預金

島田信用金庫

平成24年7月31日現在

1. 商品名(愛称)	・自由金利型定期預金 スーパー定期・スーパー定期300 [複利型] 愛称・・・[福ふく定期]
2. 販売対象	・個人のお客さまに限定させていただきます。
3. 期間	・最長5年 但し、預入日から6ヶ月間の据置期間が必要です。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括してお預け入れいただきます。(証書式・通帳式・自動継続・マル優扱いのいずれも可) ・1万円以上1千万円未満 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします。但し、据置期間経過後、預金の全額又は一部を払出することができます。但し、一部の場合は、1万円以上1万円単位する。 ・当初元金300万円以上で預入したもので一部支払後、元金が300万円未満となる払出はできません。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・預入時の金額階層別(300万円未満・300万円以上)に応じた店頭表示利率を満期日まで適用する。(固定金利) ・満期日以降に一括してお支払します。 ・預入期間に応じた利率により、1年を365日とする日割計算による半年ごとの複利(付利単位1円)で算出します。(期間別適用利率) 6ヶ月以上1年未満の場合は、「6ヶ月以上1年未満」の利率 1年以上2年未満の場合は、「1年以上2年未満」の利率 2年以上3年未満の場合は、「2年以上3年未満」の利率 3年以上4年未満の場合は、「3年以上4年未満」の利率 4年以上5年未満の場合は、「4年以上5年未満」の利率 5年の場合は、「5年」の利率
7. 税金	・利息には2.0%(国税1.5%、地方税0.5%)が分離課税されます。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。) 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税0.5%)の税金がかかります。
8. 手数料	不 要
9. 付加できる特約事項	・満20歳以上の個人のお客さまは、総合口座(自動継続扱いのみ)による当座貸越のお取扱いができます。(預入定期預金の適用利率は5年の利率とし、貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率とする。)
10. 中途解約時の取扱い	・預入日から6ヶ月未満で解約する場合は、解約日の普通預金を適用します。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。または窓口へお問い合わせください。又、契約者には、「定額複利預金規定集」を交付し、裏面に期間別適用利率を印字してお渡しいたします。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時~17時、電話:0120-77-3229)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お

	<p>客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>その他、当金庫リスク統括部、一般社団法人静岡県信用金庫協会（9時～17時、電話：054 - 255 - 5530）を通じて、静岡県弁護士会のあっせん・仲裁センターを利用することができます。また、お客さまから各弁護士会（静岡支部 10時～16時、電話：054 - 252 - 0008）、（浜松支部 10時～16時、電話：053 - 455 - 3009）、（沼津支部 10時～16時、電話：055 - 931 - 1848）に直接お申し出いただくことも可能です。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）